## 商品概要説明書

住宅ローン (無担保型/基金協会)

(令和7年2月10日現在)

商品名	住宅ローン(無担保型/基金協会)		
ご利用いただける方	<ul> <li>○次に該当する方。</li> <li>・当JAの正組合員又はその家族の方。</li> <li>○お借入時の年齢が満 18歳以上 66歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80歳未満の方。ただし、最終償還時の年齢が満 76歳以上 80歳未満となる給与所得者の方は、18歳以上の子供を連帯保証人としていただきます。</li> <li>○給与所得者の場合は、前年度税込年収が 200 万円以上ある方。</li> <li>○農業者(認定農業者・認定就農者・第 1種兼業農家)の場合は、前年度税引前所得が 150 万円以上ある方。</li> <li>○自営業者(農業者除く)の場合は、前年度税引前所得が 350 万円以上ある方。</li> <li>○原則として、勤続(または営業)年数が 3年以上の方。なお、公務員ならびに医師、弁護士、公認会計士の場合は、勤続(または営業)営業年数が 1年以上の方。</li> <li>○団体信用生命共済(保険)に加入できる方。</li> <li>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</li> <li>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</li> </ul>		
資金使途	○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○ご本人が常時居住するための住宅または住宅および土地で、ご本人が所有 (ご家族との共有を含む。)するものを対象とし、次のいずれかに該当する 場合とします。 ①住宅の新築・購入(中古住宅も含む) ②住宅の増改築・改装・補修 ③他金融機関から借入中の住宅資金の借換えおよび借換えとあわせた増改 築・改装・補修 ④上記①~③に付随して発生する費用		
借入金額	〇10万円以上500万円以内とし、1万円単位とします。 ただし、所要金額の範囲内とします。 なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JA の融資窓口へお問い合わせください。		
返済比率	〇年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得) に対する割合が次の範囲内とします。 【給与所得者および農業者】 ・税込年収150万円以上250万円未満・・・・・30%以内 ・税込年収250万円以上550万円未満・・・・・35%以内 ・税込年収550万円以上・・・・・・・40%以内		

	【自営業者】		
	・税引前所得 350 万円以上 400 万円未満・・・・・25%以内		
	・税引前所得 400 万円以上 550 万円未満・・・・・35%以内		
	・税引前所得 550 万円以上・・・・・・・・40%以内		
	※年間元利金ご返済額には、本ローンの年間元利金ご返済額のほか、他の借入		
	金のご返済額も加えるものとします。		
	   ※連帯債務者がいる場合、税込年収ならびに年間元利金ご返済額を全額合算		
	し、ご返済比率を算出することができます。		
	○3年以上30年以内とし、1か月単位とします。		
借入期間	なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JA		
	の融資窓口へお問い合わせください。		
	○次のいずれかよりご選択いただけます。		
	【固定金利型】		
	お借入期間が10年までは、お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。		
	【固定金利選択型】		
	お借入期間が10年超の場合、固定金利期間10年をご選択いただきます。		
	お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。		
	固定金利期間終了時に、お申出により、その時点での固定金利(3年/5年/		
	10年)を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお		
借入利率	借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる		
	可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択		
	のお申出がない場合は、変動金利に切り替わり、3月1日および9月1日の		
	基準金利(長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日お		
	よび10月1日から適用利率を変更いたします。		
	変動金利への切り替え後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利		
	(長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定		
	返済日の翌日より適用利率を変更いたします。		
	○利率の詳細については当JA、融資窓口へお問い合わせください。		
	〇元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)		
	もしくは元利均等返済 (毎月の返済額 (元金+利息) が一定金額となる方法)		
	とし、毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定		
	月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方		
	式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円		
`E ; <del>\</del>	単位です。)のいずれかをご選択いただけます。		
返済方法 	〇元利均等返済において、変動金利型(新償還額方式)の場合、お借入利率に		
	変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10		
	月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回		
	目の 10 月 1 日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間		
	等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直し		
	を行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といた		

	しますが、当初のお借入期間: して最終期日に一括返済して			る場合は、原則と
担保	○不要です。			
1_ PK				
保証人	〇当JAが指定する保証機関(三重県農業信用基金協会)の保証をご利用いた だきますので、原則として保証人は不要です。			
保証料	<ul> <li>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</li> <li>保証料率は、ご本人の信用状況に応じ、年 0.28%~0.37%の範囲内となります。</li> <li>①一括払い         ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</li> <li>【例】お借入額 300 万円あたりの一括支払保証料(保証料率:年 0.37%)</li> <li>お借入期間 10 年 20 年 30 年 概算保証料 60,499 円 129,511 円 206,858 円</li> <li>②分割払い         約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。また、分割払いをご選択いただいた場合は、ご融資時に一律保証料として30,000 円をお支払いいただきます。</li> </ul>			
	〇当JA所定の団体信用生命共 なお、共済(保険)掛金は当。 生命共済(保険)の種類により ます。 団体信用生命共済(保限	JAが負担い リお借入利率	たしますが、選打	尺される団体信用
	団体信用生命共済(特約なし)		37,2412	なし
	長期継続入院特約付団体信用生	命共済		年0.20%
団体信用生命共済	三大疾病保障特約付団体信用生	命共済	マ国共済農業協同 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	年0.20%
(保険)	団体信用生命共済(連生)			年0.10%
	三大疾病保障特約付団体信用生	命共済 (連生)		年0.40%
	団体信用生命保険			年0.30%
	団体信用生命保険(ワイド団信	)		年0.60%
	団体信用生命保険(全疾病保障	付)	SBI生命保険機	年0.20%
	団体信用生命保険(連生)			年0.40%
	団体信用生命保険(全疾病保障	付)(連生)		年0.30%

	○ご希望により上記の団体信用生命共済		
9 大疾病補償保険	付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。		
	ご利用にあたっては借入利率に以下の利	利率が加算されます。	
	団体信用生命保険	引受会社	加算利率
	9大疾病補償保険	共栄火災海上保険(株)	0.30%
手数料	○ご融資の際、22,000円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ①全額繰上返済の場合 固定金利特約期間中・・・・33,000円 その他 お借入後3年未満・・・・11,000円 お借入後3年未満・・7,700円 お借入後5年以上・・・・5,500円 ②一部繰上返済の場合 固定金利特約期間中 返済元金50万円以上・・・・無料 返済元金50万円以上・・・・・無料 返済元金50万円以上・・・・・無料 返済元金50万円は上・・・・・ 5,500円 (JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は返済元金50万円以上のお取り扱いのみとなり、手数料は無料です。) ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件(償還金額)を変更される場合は11,000円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は5,500円の取扱手数料(消費税等含む。)が必要です。		
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 JA本支店または金融共済部(電話:0596-52-0122)にお申し出 ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速 かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等 を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき ます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 ・愛知県弁護士会紛争解決センター(電話:052-203-1777) ・民間総合調停センター(大阪府)※ ※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。		

その他	〇お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	〇印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問
	い合わせください。
	〇連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済
	された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみな
	され、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署に
	お問い合わせください。

JA多気郡